

購入から補助金交付までの流れ

宮城県警察や他の自治体から同種の補助金を
交付されたことがある方は、本補助金の対象になりません。

1. 撃退装置等の購入

補助対象となる 固定電話機 または 固定電話機に接続する外部接続機器 を購入する。
対象機器の例は別紙「補助対象機器一覧」をご覧ください。
購入後は、申請者の宛名が入った領収書 を大切に保管してください。
※申請者以外の方が代理購入する場合、宛名欄に代理購入者の氏名が記載された
領収書の提出が必須です。

2. 撃退装置等の設定

購入した機器は必ず申請者の住所に設置してください。
呼出し時の音声メッセージ(「この通話は迷惑電話防止のため録音します」など) および
通話内容を自動で録音する機能 を設定してください。

3. 申請書類の準備

申請書類の詳細を裏面に記載していますので、申請前に必ずご確認ください。

4. 申請書類の提出

仙台市市民局生活安全安心部市民生活課 へ 郵送 または 持参
住 所 〒980-0802 仙台市青葉区二日町1-23 アーバンネット勾当台ビル9階
仙台市市民生活課あて

※区役所・総合支所では申請・問い合わせを受け付けていません。

5. 設置確認

音声メッセージ等の設定状況を確認するため、市民生活課から対象機器へ電話をすることがあります。

6. 書類審査後、補助金交付または不交付の決定通知

特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付決定通知書 または
特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金不交付決定通知書 を郵送します。

7. 補助金交付請求書の提出

6. で交付決定通知書が送付された方は、補助金交付請求書をご提出ください。

8. 補助金の交付

申請者名義の口座に補助金を振り込みます。

申請に必要な書類の詳細は裏面に記載しています

申請に必要な書類について

申請者が購入する場合と、申請者以外の方が代理購入する場合で提出書類が異なります。

【1】申請者が撃退装置等を購入した場合

※申請者とは、補助金の交付を受けようとする者であり、仙台市内に居住する満65歳以上の方などの要件を満たす者を指します。

チェック欄

- ① 特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請書
- ② 購入時の 申請者の宛名が記載された領収書 の原本
※レシートタイプの領収書は可、レシートは不可
- ③ 申請者の氏名・住所・生年月日が確認できる公的書類の写し1点
例)運転免許証、マイナンバーカード(顔写真のある面のみ)、
健康保険証、国民年金手帳(基礎年金番号を黒塗り処理したもの)

【2】申請者以外の方が撃退装置等を代理購入した場合

※申請者以外の方とは、申請者の配偶者または2親等以内の親族を指します。

チェック欄

- ① 特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請書
- ② 購入時の 代理購入者の宛名が記載された領収書 の原本
※レシートタイプの領収書は可、レシートは不可
- ③ 申請者の氏名・住所・生年月日が確認できる公的書類の写し1点
例)運転免許証、マイナンバーカード(顔写真のある面のみ)、
健康保険証、国民年金手帳(基礎年金番号を黒塗り処理したもの)
- ④ 申請者と代理購入者の続柄が確認できる公的書類の写し1点
例)戸籍謄本、戸籍抄本
- ⑤ 補助対象経費に関する申告書兼個人情報収集に関する同意書